

第 3 章 労働争議の調整等

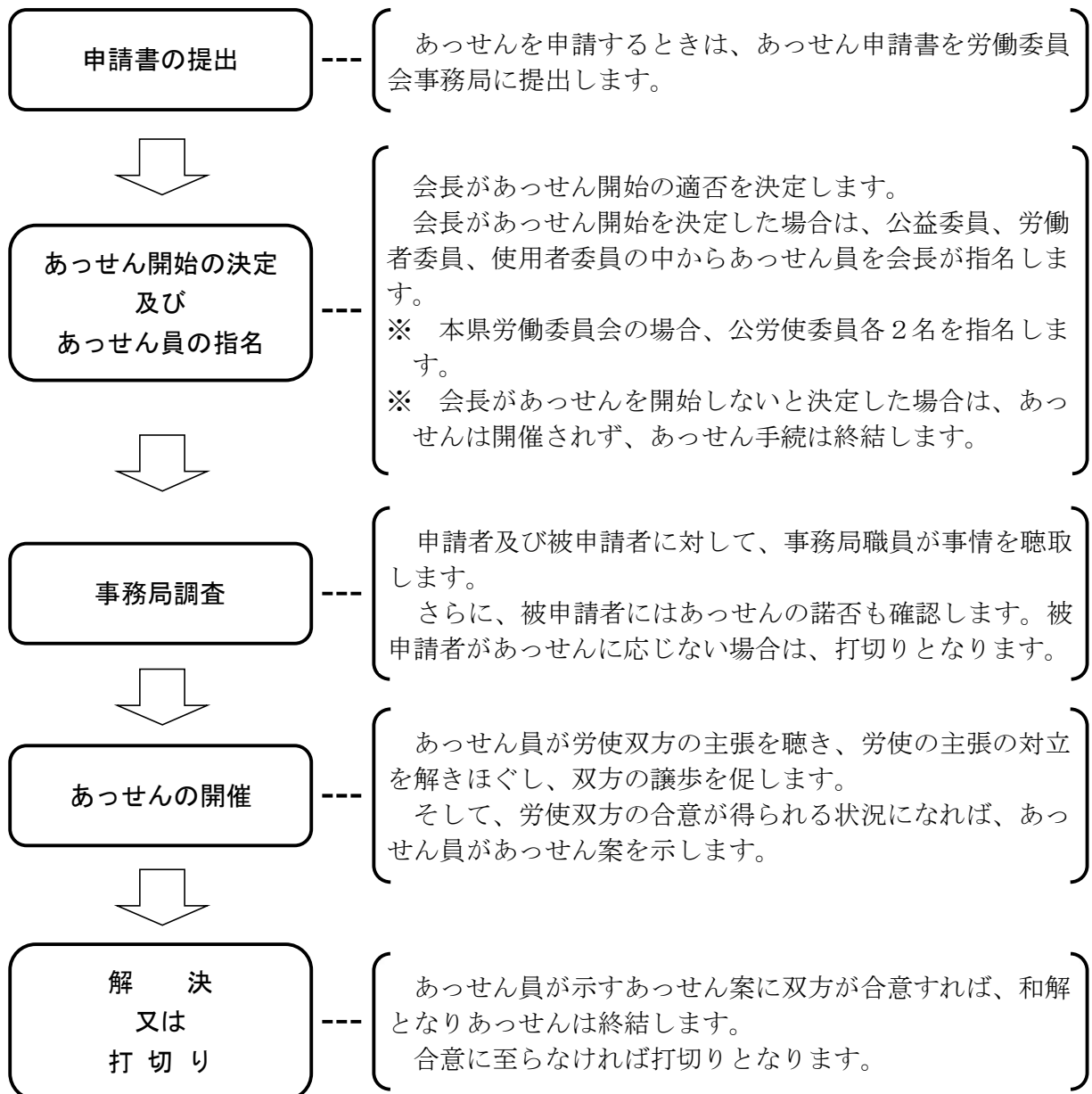
第 1 節 労働争議の調整

第 1 概 要

労働組合と使用者との間で労働条件など労働関係に関する問題が生じ、団体交渉等による自主的な話し合いでは解決が困難となった場合に、労働委員会が両者の間に入り、労使双方の歩み寄り・譲歩を促進させることによって合意に導き、労働争議の自主的解決を促すものです。

労働争議の調整には、あっせん、調停、仲裁の 3 種類がありますが、もっとも簡便なあっせんが多く利用されており、労働組合、使用者どちらからでも申請できます。

○あっせんの流れ



【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん開始から終結までの目標処理期間を 50 日と定めています。

第2 概 況

令和6年の取扱いはありませんでした。

調整事件取扱件数

調 整 区 分	係 属			終 結 状 況						次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り ・ 不 調	取 下 げ		不 開 始	
				調自 整主 活解 動決 中	調受 整勸 告案 諾		調指 整名 員前	調指 整名 員後		
あっせん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調 停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲 裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第 2 節 公益事業に係る争議行為の予告

公益事業に関して争議行為が発生すると、公衆の日常生活に大きな影響を与えることから、労働関係調整法第37条第1項の規定により、関係当事者は、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならないことになっています。

公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業等公衆の日常生活に不可欠な事業であり、労働関係調整法第8条にその範囲が定められています。

令和6年中、本県労働委員会においては次のとおり1件の予告を取り扱いました。

公益事業に係る争議行為予告一覧

事 件 番 号	組 合 員 数	届 出 者	届 出 年月日	争 議 項 目	調 査 開 始 年月日	争議 の 有無	結 果	終 結 年月日	所要 日数
令和6年 (予)第1号	80	組合	R6. 2. 7	賃金 他2項目	R6. 2. 7	無	解決	R6. 3. 22	45

また、中央労働委員会から、本県関係分として、33件の争議行為予告があった旨の通知がありました。

第 3 節 争議行為の発生届出

労働委員会は労働争議解決のために常に最新の情勢を適格に把握しておく必要があることから、労働関係調整法第9条の規定により、関係当事者は、争議行為が発生したときは、労働委員会又は都道府県知事に、直ちにその旨を届け出なければならないことになっています。届出の対象は、公益事業に限らず、全ての事業です。

令和6年中、本県労働委員会においては届出はありませんでした。

